

平成二十一年一月二十七日受領
答 弁 第 三 二 一 号

内閣衆質一七一第三二号

平成二十一年一月二十七日

内閣総理大臣 麻 生 太 郎

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土の国後島沖でロシアの国境警備隊に拿捕された日本漁船四隻の返還等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土の国後島沖でロシアの国境警備隊に拿捕された日本漁船四隻の返還等に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の報道は承知している。

二から四までについて

お尋ねについては、平成二十一年一月十四日、ロシア連邦外務省から在ユジノサハリンスク日本国総領事館に対し連絡があった。この連絡についての報告は公電でなされており、同日午後四時三十七分に外務本省において受信した。

五から七までについて

御指摘の捕事件及びこれに関するロシア側による手続は、我が国の北方領土問題に関する立場から容認し得ず、外務省として、ロシア側に対して、御指摘の船体の引渡し等につき随時申入れを行ってきている。これ以外のお尋ねについては、現在御指摘の船体の引渡しに向けて調整が行われているところであり、お答えすることは差し控えたい。

八について

外務省としては、外交経路等を通じてロシア側に対し引き続き御指摘の船体の引渡しを求めているところであるが、これまでのところロシア側は、船体の引渡しに応じていない。